



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子  
 〒520-0044  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp  
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

## 電子申請・電子取引への取組

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

### はじめに

会員各位の業務拡大・事務所繁栄に資するため、平成21年度事業計画案及び収支予算案の策定作業を各部署で進めている。既に役員メーリングリストや滋賀会HP内の掲示板で、役員・会員各位の意見を募集しているところである。しかしその要求に滋賀会として対応するにはいくつかの問題点がある。そこで、今回は電子申請手続・民々間商取引における電子文書作成等に係る諸問題について解説してみたい。

### 滋賀会運営の電子化

現在、滋賀会では正副会長、理事、各部長や部会、委員会等が既存のネット上にメーリングリストを作り、滋賀会の運営に利用している。事務局は滋賀会に配信された日行連等の電子情報や講習会、研修会等の会員に対する情報提供をリアルタイムに行っている。FAXや紙ベースによる情報伝達コストの削減を図る一方で、役員等の情報共有化による情報格差の是正や事業執行の起案・決裁手続等迅速な対応を実現している。

### 滋賀会HPは市民・会員の相談所

行政書士業務に関して国民と会員への情報サービスの充実化を図るため、HPを改築して市民から見ても使い勝手の良い業務情報サービスを構築しつつある。誰でもHPにアクセスすれば、掲示されたサービスメニューの中から、求める許認可手続等に関する手続ガイド、電子マニュアル、申請書印刷、担当部署、審査基準・許可要件等を知ることが出来るよう整備中である。ところがここに来て行政書士による電子手続に関する環境整備の遅れが顕著になってきた。

### 日行連平成21年度事業計画案

市民・会員からの要望実現は、単位会でできることと日行連でなければ出来ないことがある。行政書士の電子的な行政手続・民々手続のための環境整備は単位会では限界がある。

日行連の高度情報通信社会対策本部が廃部されて久しいが、認証局運営委員会がついに次年度に廃止される。これで認証局運営及び電子証明書に関する戦略的政策は日行連から消え去ろうとしている。滋賀会会員が行政書士電子証明書を入手しても、それを活用した行政手続・民々手続の分野が開拓されていないのである。ここに単位会施策の限界がある。

### 行政書士を取り巻く環境

政府は電子政府への電子申請率50%の政策目的達成のために、あらゆる申請手続の見直しを進めている。そこで阻害要因とされているのは、申請書作成を独占する行政書士制度である。行政書士制度には経済界の規制緩和と要求にとどまらず、書類作成リスクの回避策として、

添付書類の原則省略、電子署名の簡略化等がすすめられ、極力行政書士の関与部分を少なくしようとしている。許認可窓口ではシステム構築にあたって、利用者や業界団体の意見を聞き、入力画面について改善するとして、誰でも出来るとしながら、業界のための代理人申請画面が広く設けられている。このようにシステム構築における利便性の向上に名を借りた「行政書士外し」が進行している。それは自動車登録手続「OSS」において行政書士電子証明書が利用できないシステムとなっていることから明らかである。

### 土俵に上がるには

政府は次世代地域情報プラットフォームを構築し、そこに地方自治体、民間企業、ICTベンダーなどによるシステム連携基盤および連携基盤上で稼働する各種業務システムを稼働させることとしている。難しい表現であるが、要は電子申請基盤という土俵作りが政府により進められている。日行連が業務分野別の行政書士申請システムを構築して連携させることで、行政書士は電子申請基盤という土俵に上がることが出来るのである。

### 他土業の対応は進んでいる

他方、電子申請に際して電子署名が必要な場合でも、税理士、社会保険労務士等の国家資格者である代理人を通じた手続については、代理権の存在を確認する別途の方策を講じる等した上で、代理人のみの電子署名で手続可能としている。(行政書士は未構築)

社会保険労務士による代理申請の場合、添付書類は、社会保険労務士のチェックに委ね、添付書類の役所への送付を不要とすることとされている。

このように他土業団体は、代理申請の制度的・技術的課題について政府の政策決定・システム構築の段階から関与することにより、土業団体認証局を活用した電子申請における資格制度の安定化を講じている。

### 求められる組織的対応

行政書士電子証明書を利用した電子申請手続きについて閉鎖的状況を打開するためには、日行連が単位会、行政書士に指針を示し、ソフト開発などの支援策を講じる必要がある。例えば、行政書士電子証明書による定款認証の費用負担が四万円も軽減されているように、行政書士による電子申請手続きを利用する場合のインセンティブ措置を構築することが必要である。このようなシステム構築、ソフト開発はOSSにとどまらず、クラウドコンピューティング等によるサービスシステムを日行連が提供することで、行政・企業・国民利便に資することとなり、そこにおいて行政書士の資格者としての明確な位置づけが可能となる。

(この文章は3月6日の近畿地方協議会研修会で、共通認識として提案されたものを加筆修正したものである。)